

参 考 文 献

- 石橋克彦：『阪神・淡路大震災の教訓』岩波ブックレット，1997。
- 「科学」編集部編：『大震災以後』岩波書店，1998。
- サーベイリサーチセンター：『地震防災に関する都市住民アンケート調査調査報告書』サーベイリサーチセンター，1996。
- 田中重好・林春男：「災害文化序説」早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』101号，1989。
- 田中重好・小倉賢治：「災害情報と災害文化」『1994年地域安全学会論文報告集』，1994。
- 田中重好：「三陸はるか沖地震時における災害情報伝達と非難行動」『1995年地域安全学会論文報告集』，1995a。
- 田中重好：「阪神・淡路大震災に関する意識調査」弘前大学社会構造論研究室，1995b。
- 藤竹 暁：『テレビメディアの社会力』有斐閣，1985。
- 村上大和・田中重好：「阪神・淡路大震災の間接的被災体験」『1996年地域安全学会論文報告集』，1996。
- 村上大和：『新聞報道による阪神・淡路大震災の災害像の分析』都立大都市研究所修士論文，1998。
- 元木 実：『阪神大災害の間接的被災体験——週刊誌を事例として』弘前大学卒業論文，1995。

2. いま、なぜ災害社会史か？

北原 糸子*

2.1 はじめに

災害社会史を標榜してすでに15年が経とうとしている。社会史なる用語はこの間普及をみたが、災害社会史はそれほどの定着をみなかった。しかし、阪神大震災で、既存の災害研究全体が、水害、戦災などの大災害を経てわが国でも有数の発展を遂げた大都市神戸を中心に、これほどの大きな犠牲を払わされることになった点に、学としての有効性や研究の社会的有用性に深い反省がなされた。その成果は徐々に明らかになると期待される。そこで、災害社会史はこの震災をきっかけになにをどう研究することが研究の社会的還元につながるのかを考えておく必要があると考えた。

本稿では、歴史的資料に基づいた災害研究の現状を踏まえ、過去の災害を研究することが現在に

もたらす意味を具体的に明らかにすることにした。

まず、これまでの災害史研究の現状を簡単に見ておくことにする。ただし、ここでは、災害を自然の外力によって発生した災害に限定する。

一言でいえば、わが国の自然災害に関する資料は歴史的に見ても、また、そこに込められた情報量からみてももきわめて豊富なものがあるということである。第一に自然災害そのものの発生頻度が相対的に高いから、当然の事ながら、それを記述する文献、あるいは歴史的痕跡も豊富である。こうした記録や資料に基づいて、災害について思考する伝統もまた長い歴史を持っていた。歴史時代だけに限定してみても、少なくとも一世紀以上に及ぶ災害の記述を持つ国は、世界的にも稀な部類に属する。こうした記録が低頻度の巨大災害発生への予測に寄与してきたことは、ここで指摘するまでもない。たとえば、歴史地震研究あるいは、古地震研究と呼ばれてきた分野での一連の研究は、地球科学分野での最新の成果に基づいて歴史的文献データを解析し、今後発生の可能性のある災害への予測を立てようとしていることなどである**。

しかし、ここでは、そうした災害の理学的研究が持つ方法とは異なる社会史の領域について述べる。なお、以下では、記録類を含めた災害関係の資史料を単に資料という表現に代表させることにする。

2.2 災害社会史の研究領域

では、なぜ、災害社会史は過去にこだわるのかをまず説明しておきたい。自然災害はその発生において、一定の地域性を持ち、また、地球規模の時間軸において繰り返し発生するという災害特性を持っている。当該地域に歴史時代に人々の生活が展開された痕跡のある地域では、記録に残されているかどうかを別にしても、災害対応の蓄積された歴史を持っていると考えられる。もちろん、

** 石橋克彦(1987)において、1980年代の研究総括が行われている。また、1998年7月1-2日、東京大学地震研究所共同利用シンポジウム「地震現象の解明と震災軽減のための史料地震学の役割」が開かれ、現段階での研究上の問題点が討議された。その成果の一部は、主催者の都司ら(1998)によって、1990年代の総括と今後の研究方向が示されている。

* 東京大学社会情報研究所 客員教授

この場合、災害によって一村が絶えてしまったという場合もそれ自体がまた蓄積された歴史といってよいだろう。こうした地域ごとの災害対応の歴史的蓄積が、社会的に継承されている場合は、災害文化と表現するに相応しいものであると考えられる***。しかし、それぞれの地域がそうした価値を必ずしも自覚的に継承してきているとは限らないし、現在、社会的変貌の激しい地域ではそれらを継承すべき人々が追い込まれた激しい変化のために、継承すべき社会的価値観すら見失われてしまった地域も少なくない。もちろん、このことは、災害文化に限ったことではない。

また、社会的変貌というやや外在的、他律的な領域の問題ではなくとも、災害伝承は親子三代を経過するなかで、確実にそのリアリティーが失われ、伝説あるいは神話化してしまうか、伝承されなくなるといわれている。この場合、前者の激しい社会的変化とは、一世紀以上に及ぶ近代日本の歩みを指し、後者は、そうした問題の根底を支える世代間の価値観継承の問題である。

しかし、こうした、まだ、いわばわたしたちの手に届く範囲の時期に発生した災害を問題にする場合は、大きな文化的断絶はないから、災害の復興過程の遡及はまだしも容易いといえよう。しかし、災害は一地域を問題とした場合、必ずしもわたしたちの理解可能な範囲にとどまてはいない。近代を遥かに超えた時期に発生する例もしばしばである。こうした場合は土地に刻まれた災害の痕跡はもちろん、人々の記憶も風化する。過去に深い思いを持って記録された資料の類も散逸していくといった状況にある場合が多い。

これに対しては、これまでの災害の理学研究が明らかにした成果の上に、地震や津波に遭遇した可能性があるといったある種の確からしさを核に調査を進め、関連の資料を発掘する場合もありうる。また、残された断片的な資料から、災害に遭

遇した当時の社会を再現する可能性もなくはない。こうしたケースも災害社会史の対象となりうる。特に、近代化日本の歴史に倍する長さを持つ近世社会は、全国的規模でいうならば、開発と災害の歴史の繰り返しであった。こうした時代は、それまでの未耕地を開墾し、人間の生活の基盤が空前の規模で繰り広げられた時代であった。それ以前であったなら、災害に遭う恐れがあるとして開発が及ばなかった地域にまで、人々の生活範囲が広げられた。家族を単位とする労働組織は農業の生産性を高め、17世紀は稀に見る人口爆発を成し遂げた。日本の近世農村はこうした歴史条件の上にその基礎が固められた。しかし、また、災害に見舞われる危険性もまた高まった時代であったといえることができる。

封建体制のこの時代は、明治国家という唯一の政府の統治下にある中央集権の時代とは異なり、統治のための記録を維持管理する体制も各藩において区々であった。それがまた、近代への体制転換の際の混乱によって記録が散逸してしまったところも少なくはない。しかし、また、この時代は村全体の連帯責任体制を建前に幕藩体制が築かれた。わかりやすくいえば、村内部の問題は村の自治の領域にある程度任せられ、少数の識字能力のある人が村の政治を管理する結果になった。こうした人々が村の生産や租税の管理を記録にする必要に迫られ、また、自己の体験を文字に残す場合が少なくはなかった。また、近世の後半期には人々の識字能力は高まり、読み書き能力は広範な社会階層に広まったから、自己の珍しい体験や見聞記を残す人たちも予想外に増えた。

藩政上の記録も重要な情報源だが、災害の社会史が被災後の人々の具体的な動きについて情報が引き出せる素材として頼り甲斐があると思っているのは、この類の資料である。

そこで、とりあえずこれまで述べた災害社会史を、1) 研究対象、2) 領域、3) 方法、4) データ、5) 目的、などにわたってまとめると、以下のようになる。

- 1) 研究対象は、過去に災害を受けた地域、および人々の生活再建の過程を対象とする。

*** 災害文化という用語は、この概念がアメリカの災害研究からそう導入されて10年以上を経ているが、一般的な定着はみえていない。しかし、こうした概念を導入して、災害に対する社会的対応の地域ごとの伝統を探ろうとした共同研究の成果が公にされている（『災害多発地帯の「災害文化」に関する研究』）

- 2) ここでいう過去とは、広く歴史時代を含んでいる。
- 3) したがって、分析方法は、当該歴史時代資料の解読技術、当該時代に対する一定の知識と理解を前提する。
- 4) 分析の素材となるデータは文字化された記録類、遺跡、伝承など過去の災害の痕跡を残すあらゆる有形、無形のものがデータとなりうる。したがって、これらのデータを分析する方法は一つではなく、それらを駆使して明らかにしようとする学の目的に規定される。
- 5) では、そうした過去の災害における社会や人々の在りようを問題としてなにを明らかにするのかといえ、災害からのさまざまな被害を克服して社会的復興を獲得してきた歴史過程を再現することで、現在のわたしたちの社会がそこから受け継ぐべき課題がなにかを引き出すためである。

以上の諸点から明らかのように、災害社会史は広い意味で、防災に寄与すべき今日の災害科学を標榜する学問と最終的には共通の目的を持つといえる。

2.3 近世・近代の災害対応の比較的考察

そこで、以下では主として、筆者の専攻領域に属す近世・近代の社会における災害対応について簡単な比較を試みて、この二つの時代の断絶と連続性を把握しておく必要があると考えた。筆者のこれまでの研究から近世社会における災害対応と近代社会のそれが基本的な点で異なると思われる諸点を次ぎの5項にわたって表2-1に示した。1) 社会的損失(人的被害を除く)、2) 救済対策、3) 情報媒体、4) 災害対策、5) 復興過程である。

ただし、災害対応は、既存の体制下での社会的対応であるから、まず、災害被災以前の社会体制の特徴を摘記し、その上で災害を受けた時のあり方を特記した。表2-1に即して説明したい。ただし、5)の復興過程は表に表していない。

(1) 社会的損失(人的損失を除く)

近世社会は、近代社会に比べれば、社会資本の投資は、きわめて低い。社会効率を考えての社会

表2-1 日本における近世・近代の災害対応に関する比較

項目・時代	社会体制		災害時	
	近世	近代	近世	近代
社会的損失*	低社会投資	高社会投資	低い	高い
救済対策	相互救済、領主の救済	法に準拠	区々	均一的
情報媒体	封建的統制	自由な報道	無許可出版	多種の媒体
災害対策	自然回復	人為的工夫	自然回復	近代技術の利用

*人的被害は除く

投資という発想はなく、江戸初期の都市建設期においても、幕府が封建的強制を以って諸大名の財力削減策として手伝普請と称される大規模工事を執行した。幕府中期の大火、地震などによる城郭石垣の破損修復も基本的にはこうした封建的強制によって幕府自身によってではなく、諸大名による手伝普請で修復工事を賄い、幕府の執政府である江戸城が維持された。また、今日いうところの一級河川に相当する流域面積が幕藩体制下において何ヶ国にわたる大河川は、幕府の指名する大名による手伝普請によって、河川補修工事が行われた。その実態は、お金手伝いと称される費用のみを負担、実際の工事は幕府指定の請負人による工事が行われていたが、いずれにしても、幕府は重い負担を自ら負うことはなく、社会的基盤材を維持させた。こうした体制から、いわば、近代技術導入に基づく新しい体制下での大規模近代工事施行への転換は、技術者の供給、素材の不足、資金的展望の困難などをクリアすれば、予想外にスムーズな転換が図られたと推定される。しかし、この近代体制下での特徴は、鉄道、道路、近代建築による省庁建設、官営工場など、すべてが国家主導の先を急ぐ大規模投資によって行われた。したがって、こうした近世・近代の体制の違いは、一旦災害に遭遇した場合、大きな違いを生むことに成る。明らかに近代体制下での投資に対する喪失は膨大となり、そうした喪失を補填するための復旧、修復には莫大な災害復旧のための再投資のための資金が必要となる。

(2) 救済対策

前項の災害復旧費の捻出とは対照的に、近世社会における被災者救済費は、近代社会のそれに比べて、考えられているほどには低くはない。なぜな

らば、封建官僚に支えられ運用されていた政治体制において、領主の重要な役割の一つは、災害救済などのチャンスを捉えて、直接領主の判断や施政が示すことにあり、また領主自身が直接領民に接する機会でもあったからである。一般に領民にとっては、領主や將軍は、「公」を代表する存在であり、そうした存在こそが公正な倫理観に基づく政治を実現してくれるという期待感を持っていた（菊地，1994）。都市で頻繁に発生した火災などの被災者救済には、幕府直轄都市では一定の基準は存在したが、総じて画一的な救済はなされていない。富裕町人による施行（せぎょう）と呼ばれる自発的な施しが圧倒的多数の恒産のない「其日稼ぎ層」と呼ばれる都市住民に与えられた。また、江戸、大坂、京都の三都に限らず、その他の城下町都市では、こうした借家層に災害復旧の仕事を与え、日々の生業が持続することが都市の安定と復興に繋がるからであった（北原，1983，1995）。

近代社会における災害救済は、法的基準に基づく均一な救済であり、地震、津波、噴火など突発的自然災害の多様な被害に対して、救済にあたる現場の行政官が法的根拠を被害の実態に即して読替え、現実の困難を切り抜ける努力をしている。

しかし、近世・近代いずれの災害においても共通する社会現象として、民間救済はきわめて盛んであった。これは、社会慣行として、近世であれば民間の富裕層の施行、近代では新聞による募集をきっかけに広く国民の間に一般化した義捐金が救済基準の低い官の救済を補完した。

(3) 情報媒体

一般に近世社会では、出版は、届出制によって厳しく管理されていたが、災害情報に関してその社会的必要性の故に無届で出版されるかわら版類が黙認されていた。かわら版の発生史において災害かわら版が占める位置は大きいことは、こうした点を反映している（北原，1994）。

もちろん、昨今の状況とは異なる近代当初の日本においては、政府批判の言論に完全な自由があったわけでない。しかし、災害情報に関しては自由な取材と報道がなされた。むしろ、情報の伝達手段の未成熟が、等しく国民が災害情報を共有する

状態への阻害要因となった（北原，1998）。

(4) 災害対策

災害原因に対する究明ほど、近世・近代との違いを浮き掘りするものはない。当然ながら、近代社会になってはじめて地震や噴火に対する科学的調査・研究体制が敷かれた。具体的な事例として、濃尾地震の際の震災予防調査会成立をあげることができる。しかし、幕末安政期の二度の巨大災害による被害の大きさに、幕府は蕃書調所の翻訳方を通じて地震を未然に防ぐ海外の最新研究の翻訳を命ずるなどこれまでにない努力をしている。それほどにこの巨大災害は封建為政者にも大きな衝撃を与えた。しかし、一般社会ではそうした情報に接する機会が与えられていたわけではないから、災害原因を人倫の弛緩に求めるという発想に支配されていた。

近代当初の日本においては、衝撃的な大災害が1880年代に相継ぐ。こうした災害へのリアクションというより、むしろ、近代国家としての陣容を整えるための諸制度、諸施設設置、整備過程にあったため、直接的な防災対策というより、教育体制の確立、観測機器の敷設など、基本的な条件の整備が行われた。ただ、こうした巨大災害がそうした整備を加速化させたといえるかもしれない。

(5) 復興過程

上記の(1)～(4)までは、災害に対する緊急対策を近世・近代社会間でどう違うのかを比較した。災害からの生活回復には、長い道のりが必要である。この点での二つの社会間で違いは、体制間の違いというより、むしろ、都市と農村の違いの方が大きいと観察された。これは、消費社会か、生産社会かという違いに規定される問題だと思われる。近世・近代間を通じて、農村においては家と村の共同体による規制が強く作用し、災害からの立ち直りにこうした組織が果たす役割が大きかった。近世都市では、近世社会において大半の借家層は義務もないかわりに権利もなかった。この階層は、いまだ「家」を形成するまでには至っていなかったといえる。むしろ都市で、地縁的結合による義務や権利を行使したのは、一定以上の資産を持つ経営体としての家を確立した階層であり、

災害にあった場合は、経営主体として「家」が、番頭、丁稚などを含め、「家」構成員の救済機関として機能した。しかし、総じて、人口の流動性の高い都市、特に江戸においては、わずかに残されている「人別帳」などにみられる都市借家層の絶えざる出入りから、この階層の住民には強い帰属意識を持つような地縁的共同体は一般的には存在しなかったと考えられる。

2.4 災害社会史の有効性と限界

さて、前項において、これまでの自分自身の研究から、近世・近代の限られた時期に発生した災害を素材に、災害と社会の関係性をみてきた。明らかなことは、ここから現代社会に有用な直接的な回答を引き出せるというものではないという点である。では、災害社会史という領域の研究が現代に生きるわたしたちにどのように役立つのか。

これに対しての回答は自らが設問したとはいえ、簡単に一言で答えられる問題ではない。

すこし、迂回した回路での回答を次ぎに示しておくことにしたい。

上記の設問に関連して、阪神大震災の経験をどういう形で、震災体験を持たない人々に伝えられるのか、あるいは、震災を通してその困難をどのように克服したのかを社会総体の知恵として継承するには、どうすればよいのかという問題を提起した社会学の分野の研究がある。それによれば、発生頻度が低い巨大災害はこれを体験する世代は限られるから、そこで災害を生き抜いた人々の知恵を社会的財産として、後世に伝えるための方法を問おうという論文である(林・重川, 1998)。被災体験を同時代の非体験者に対してだけでなく、後の世代に伝えるための方法が確立されれば、それは防災のための文化、言い換えれば、災害文化の継承となるという発想である。

そのためには、まず体験した事実をともかく生のまま記録しておくことだという。そうすることで、後の世代の人々に、災害時におけるリアルな人間、あるいは社会の実態が理解できることになる。

では、これを実行するにはどうすればよいのか。

ここで歴史学の有用性が発揮される可能性はあるだろう。なぜなら、歴史学は過去の歴史を現代に再現してみせる技法を蓄積してきた学問分野である。わたしたち歴史学徒にとって、資料が頼りの世界では、まず必要となるのが資料批判である。うっかりすると歴史の偽りの記述に惑わされる危険に常にさらされているから、逆にリアルな歴史実態を伝える資料についての嗅覚がある。もちろん、嗅覚という身体的なレベルの問題ではなく、方法的に確立された体系を持つ、あるいは持っているはずだと考えている。これを現代に引き付けていうならば、現代をできるかぎり偽りなく記録に残すための工夫についての知恵は持ち合わせているということである。

この点で、阪神大震災に遭遇して進められている資料保存の動きはきわめて示唆に富む。

それは、「震災記録保存運動」と称せられる運動である。この運動のきっかけは、震災で、文化財や歴史的資料が破壊、破棄されている状況のなかで、そうした類の資料類を保存し、修復する方法や手段を手探りで探そうとする関西の若い歴史研究者の間で生まれた自然発生的な動きが出发点であったようである。いまや、それは破壊されたり、捨て去られようとした資料の修復や保存だけでなく、震災に関わる記録を集めておこうという運動となった。この運動は、単に歴史学者のための史料保存ではなく、なにが資料なのか、それが何のために、また、誰のために重要なのかを世の中と自分に問い掛けつつ進められていることである(寺田, 1996, 1997)。そのことは、資料の有用性は同時代における評価だけで決定されるものではなく、次世代あるいは次々世代へ残されてはじめてその価値が認知されるものもあるという自らを相対的な立場に置いてはじめて可能なことでもある。それと、たとえば、「神戸大学震災文庫」として発足した震災に関わる記録収集の活動は、リンクする。つまり、なにを集めるべき資料と考えるかという点である。現在わたしたちが持つ資料に対する取捨選択は、今という時代の制約を受けて存在しているからである。だから、わたしたちの判断だけで資料を切って捨ててはいけないのだと

いうことである。資料は一ヶ所に集めればよいというものではなく、本来在るべきところにあつてこそ、その存在の意味を発揮する。これは、歴史学がその資料批判の方法において蓄積してきた歴史学の知恵のひとつである。

これは、現在の震災体験をできるだけ生のままに残そうという立場とも重なり合う考え方だ。歴史学徒を中心とした「震災記録保存運動」と社会学の立場から提唱された震災体験のエスノグラフィーに基づくエスノロジーの模索は奇しくも方向性を同じくする動きである。震災をきっかけに過去の災害、あるいは災害体験への関心が高まった。その時、災害社会史は過去の災害体験を再現すると同時に社会と人間の間を問うひとつの解釈としてその有効性が問われる。

根底から学問の価値を問い返す、あるいは新しい方法を模索する場合、原点に立ち返るということは、学問の世界に限らず、普遍的にみられることである。記録そのものを震災体験者自身が残す、あるいは資料を現在の価値判断だけで取捨選択せず生のまま残しておくという動きは、災害体験を風化させまいとする社会意識の広がりにも繋がる。

阪神大震災が与えた衝撃の余波は、歴史学の分野においても明らかに現実に応えようとする新しい動きを呼び起こしているといえる。

参 考 文 献

- 石橋克彦：「地震予知研究における歴史地震研究の現状と問題点」、『地震予知研究シンポジウム』，pp. 129-142, 1987.
- 菊地勇夫：『飢饉の社会史』，校倉書房，1994.
- 北原糸子：『安政大地震と民衆』，三一書房，1983.
- 北原糸子：「消費される情報，記憶される災害」、『鯨絵』，里文出版，1994.
- 北原糸子：『都市と貧困の社会史』，吉川弘文館，1995.
- 北原糸子：『磐梯山噴火』，吉川弘文館，1998.
- 首藤伸夫（代表）：『災害多発地帯の「災害文化」に関する研究』，科学研究費補助金研究成果報告書〈課題番号 04201110〉1993年3月.
- 都司嘉宣・小山真人・上田和枝：「地震予知計画のなかでの歴史地震研究の役割」、『月刊地球』号外20号，1998.
- 寺田匡宏：「被災地の歴史意識と震災体験」、『歴史科学』，146, 1996.
- 寺田匡宏：「復興と歴史意識」、『歴史学研究』，701, 1997.
- 林 春男・重川希志依：「災害エスノグラフィーからエスノロジーへ」、『地域安全学会論文報告集』，7, 1998.

3. 農業経済学分野における自然災害に関する研究

長谷部 正*

3.1 はじめに

現在の日本農業をめぐる議論は、農業分野にいかん競争原理を導入しうることというのが一つの論点となっている。たとえば、食糧法の施行されたコメに典型的に見られるように、マーケティング重視の経営戦略が求められている。つまり、戦略的対応力のない農業経営は、経営間競争から脱落せざるをえない時代になってきた。効率的な経営を行いリスク回避能力の高い企業的経営を育成すると同時に、それを支援する制度的枠組みの再整備も必要となっている。

しかしながら、農業の場合、自然条件に左右されやすく、かつ短期的な対応が困難であるという技術的な特徴をもつため、自然災害がもたらす被害をいかに軽減するかは依然として大きな課題である。農産物の収量変動が大きい原因の一つは気象変動である。冷害、風水害、干ばつによって収量が大きく減収してしまうことはよく知られている。また、病虫害も収量を大きく変動させる原因である。このような気象変動や病虫害による生産量の変動は「環境的不確実性」（あるいは技術的不確実性）と呼ばれている。これは、経済主体の努力によって、あるいは経済システムの内部では減少させることが困難なものである。この環境不確実性による農業経営の不安定性を軽減する制度的な仕組みとしてデザインされたものが農業共済制度である。

* 東北大学大学院農学研究科